

第2章. 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況

不当寄附勧誘防止法は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的としているところ、消費者庁においては、法を厳正に運用するべく、積極的な周知・啓発の取組を実施している。

本章では、当該取組の詳細等について整理している（なお、特に断りのない限り、令和7年3月31日までに実施した取組について記している。）。

（1）基礎的な取組

ア 全国の関係機関に対する事務連絡（通知）の発出

令和4年12月の不当寄附勧誘防止法の公布及び令和5年1月以降の施行に際し、消費者庁から関係府省庁及び都道府県等に事務連絡（通知）文書を発出し、関係府省庁及び都道府県等を通じて、全国の関係機関等に対し、①不当寄附勧誘防止法が公布・施行される旨、②「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」（以下「消費者庁ウェブフォーム」という。）の開設及び③不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等について周知した。

当該文書の発出実績は図表2-1のとおりである。

【図表2-1】事務連絡の発出実績

実施年月	通知先	内容
令和4年 12月	都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の公布等
令和5年 1月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の一部の規定を除く施行等
令和5年 4月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の行政措置等に係る一部の規定の施行、消費者庁ウェブフォームの開設、不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等
令和5年 6月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の全ての規定の施行、消費者庁ウェブフォームの開設、不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等

イ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律解説資料（Q & A形式）の公表

本資料は、不当寄附勧誘防止法が公布されたことを受け、令和4年12月に消費者庁ウェブサイト上において公表した解説資料である¹²。

具体的な内容としては、総論から個別の規定に至るまで、想定される質問と、これに対する法解釈等の回答を示している。質問の内容例については、図表2-2のとおりである。

なお、本資料は、令和5年6月に更新しており、今後も、必要に応じ、追加等を行うこととしている。

【図表2-2】不当寄附勧誘防止法解説資料（Q & A形式）における掲載質問例

Q1 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が制定された趣旨はどのようなものですか。
Q12 困惑した状態で寄附の返金の請求をしないという寄附の返金に関する合意書（いわゆる念書）を書かせた場合にはその念書は有効ですか。
Q17 債権者代位権の特例の規定をどのようにして実効的に行使できるようにするのですか。特に、未成年者の場合はどうですか。
Q20 本法は、寄附に関する記録の交付を義務付けるものですか。

ウ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説の公表

本資料は、令和5年2月に消費者庁ウェブサイト上において公表した不当寄附勧誘防止法の逐条解説である¹³。

本逐条解説については、後述する法人に対する説明会等において積極的に配布するなど、ウェブサイトへの掲載にとどまらず、広く活用している。

エ 処分基準等の策定及び公表

本資料は、不当寄附勧誘防止法の行政措置等の規定が施行されたことから、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に基づき、不当寄附勧誘防止法に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等を定め、

¹² https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230704_01.pdf

¹³ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230821_01.pdf

令和5年4月に公表したものである¹⁴（参考資料2参照）。

本資料の策定に当たっては、意見募集（パブリック・コメント）を令和5年2月1日から令和5年3月2日まで実施し、寄せられた意見に対する考え方についても公表している¹⁵。

（2）法人等向けの主な取組

ア 公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣

本取組は、公益財団法人日本宗教連盟が主催（又は文化庁と共催）する説明会に消費者庁から講師を派遣し、宗教法人関係者らに対し、不当寄附勧誘防止法の概要等について説明したものである。

各回の説明実績は図表2-3のとおりである。

【図表2-3】公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣実績

実施年月	主催（共催）	場所	参加者
令和5年1月	公益財団法人日本宗教連盟	東京都港区	84名
同年6月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	沖縄県 豊見城市	30名
同年7月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	京都府 京都市	39名
同年9月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	福島県 福島市	31名
令和6年2月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	岡山県 岡山市	33名

イ 文化庁等主催の宗教法人実務研修会への講師派遣

本取組は、文化庁及び開催地の地方公共団体が共催する「宗教法人実務研修会」において、令和5年度及び令和6年度開催分に消費者庁から講師を派遣し、当該研修会の出席者に対し、不当寄附勧誘防止法の概要等について説明したものである。

当該研修会は、宗教法人の管理運営の適正化に資するという趣旨の下、宗教法人等の法人事務担当者を対象に、各年度、全国9か所において開催されている。消費者庁が講師を派遣した年度における開催実績はそれぞれ図表2-4のとおりである。

¹⁴ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms103_230417_01.pdf

¹⁵ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000252728>

【図表 2 - 4】 宗教法人実務研修会への講師派遣実績

令和 5 年度開催実績		
開催地区	開催地・説明年月	主催（共催）
北海道・東北 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	(北海道) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 北海道
関東甲信越静 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	(埼玉県) 令和 5 年 9 月	文化庁及び 埼玉県
	(長野県) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 長野県
近畿・中部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	(三重県) 令和 5 年 9 月	文化庁及び 三重県
	(兵庫県) 令和 5 年 10 月	文化庁及び 兵庫県
中国・四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	(山口県) 令和 5 年 10 月	文化庁及び 山口県
	(愛媛県) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 愛媛県
九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	(熊本県) 令和 5 年 10 月	文化庁及び 熊本県
	(大分県) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 大分県
研修内容		
<p>【 1 日目】</p> <p>講義 I 「宗教法人の管理運営について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁から、規則変更の手續や財産処分等の管理運営における留意点について説明。 <p>講義 II 「宗教法人の公益性について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本宗教連盟から、その活動内容等について説明。 <p>講義 III 「不当寄附勧誘防止法等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁から、令和 5 年 1 月に施行された不当寄附勧誘防止法の概要等について説明。 <p>講義 IV 「税務の基礎知識」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税局・税務署における実務の担当者から、宗教法人に関係の深い所得税や法人税等の税務処理における注意事項等について説 		

明。

講義Ⅴ「登録免許税の非課税証明等」(仮)

- ・開催県における実務の担当者から、事務手続及び留意点等について説明。

【2日目】

1. 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」
2. 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

- ・宗教法人の会計・税務処理について豊富な経験のある税理士法人から、日常の会計処理の基本知識、会計書類の作成や税額の計算方法等について解説。

令和6年度開催実績

開催地区	開催地・説明年月	主催（共催）
北海道・東北 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	(岩手県) 令和6年11月	文化庁及び 岩手県
関東甲信越静岡 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	(神奈川県) 令和6年9月	文化庁及び 神奈川県
	(群馬県) 令和6年10月	文化庁及び 群馬県
近畿・中部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	(福井県) 令和6年10月	文化庁及び 福井県
	(奈良県) 令和6年11月	文化庁及び 奈良県
中国・四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	(高知県) 令和6年10月	文化庁及び 高知県
	(島根県) 令和6年11月	文化庁及び 島根県
九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	(鹿児島県) 令和6年10月	文化庁及び 鹿児島県
	(長崎県) 令和6年11月	文化庁及び 長崎県

研修内容

【1日目】

講義Ⅰ「宗教法人の管理運営について」

・文化庁から、規則変更の手續や財産処分等の管理運営における留意点について説明。

講義 II 「宗教法人の公益性について」

・公益財団法人日本宗教連盟から、その活動内容等について説明。

講義 III 「不当寄附勧誘防止法等について」

・消費者庁から、令和 5 年 1 月に施行された不当寄附勧誘防止法の概要等について説明。

講義 IV 「税務の基礎知識」

・国税局・税務署における実務の担当者から、宗教法人に関係の深い所得税や法人税等の税務処理における注意事項等について説明。

講義 V 「登録免許税の非課税証明等」(仮)

・開催県における実務の担当者から、事務手續及び留意点等について説明。

【2 日目】

1. 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」

2. 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

・宗教法人の会計・税務処理について豊富な経験のある税理士法人から、日常の会計処理の基本知識、会計書類の作成や税額の計算方法等について解説。

ウ 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催（消費者庁主催）

本説明会は、消費者庁主催の下、あらゆる法人等を対象として、不当寄附勧誘防止法について説明を行ったものである。令和 5 年度は、委託事業により実施し（図表 2-5）、令和 6 年度は、消費者庁新未来創造戦略本部の協力により実施した。

（ア）目的

消費者庁において、寄附を募るあらゆる法人等に法の理解を促進するため、全国各地で不当寄附勧誘防止法についての説明会を開催し、法の周知・啓発に取り組むことを主たる目的として実施したものである。その際、法の配慮義務及び禁止規定は、社会通念上、不当な勧誘行為と考えられるものに限っているにもかかわらず、法人等の中には、寄附の勧誘に際して、法に抵触するのではないかといった漠然とした不安を抱いている法人等が存在することも鑑み、本事業の実施を通じて、正当

な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念が解消されることを目指すこととした。

あわせて、不当寄附勧誘防止法に係る啓発資料を本説明会において配布することで法人等に法の理解を促すとともに、本説明会に係る参加者の理解度を調査、分析するなどし、法に係る今後の周知・啓発の検討に活用することも目的とした。

(イ) 開催実績及び説明内容

令和5年度における本説明会は、令和6年2月から同年3月にかけて、大阪・福岡・東京の3か所において開催した上、東京会場では会場参加とオンライン配信とのハイブリット形式とすることで、全国の法人等が参加可能な形式で実施した。また、令和6年度における本説明会は、令和7年3月に消費者庁新未来創造戦略本部（徳島）において開催した上、会場参加とオンライン配信とのハイブリット形式とすることで、全国の法人等が参加可能な形式で実施した。各地の開催実績及び説明内容の詳細は図表2-6のとおりである。

【図表2-5】法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催案内（令和5年度）

**法人向け
不当寄附勧誘防止法説明会
in 大阪 2024**

開催日 2024年2月14日(水)
時間 16:00 ~ 18:00 (予定) / 受付開始 15:30 ~
会場 毎日インテシオ 4階
大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5
・JR「大阪」駅桜橋口より徒歩8分
・JR「福島」駅より徒歩5分

参加方法 **参加無料** お申し込みは [こちら](#)
事前申込制
WEBサイトにて受付中!
【定員になり次第応募締切】

プログラム

- ・講演1 本村弁護士による基調講演
「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」
～ 不当寄附勧誘防止法の中核～ 法律の背景と目的、今後の課題について
- ・講演2 消費者庁による講演
「不当寄附勧誘防止法について」
- ・質疑応答

「不当寄附勧誘防止法」について、
(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律)
知りたい、理解を深めたい法人向けの説明会です。

- 不当な寄附勧誘とは？
- どのような勧誘行為が規制の対象となるのか？
- 寄附の勧誘の際には、
どのようなことに注意をすればよいか？

【図表 2 - 6】法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催実績及び説明内容

大阪会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 大阪）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和6年2月	大阪府大阪市	32名（学校法人、公益法人、病院等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について 本村 健太郎 氏（弁護士） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
福岡会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 福岡）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和6年2月	福岡県福岡市	20名（学校法人、NPO法人、公益法人、病院等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について 本村 健太郎 氏（弁護士） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
東京会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 東京）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和6年3月	東京都中央区 及びオンライン配信	会場：38名 オンライン：391名 （学校法人、NPO法人、公益法人、株式会社等）

プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に知っておくべきことについて」 八代 英輝 氏（元裁判官・国際弁護士・武蔵野大学客員教授） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
徳島会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2025 in 徳島）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和7年3月	徳島県徳島市（消費者庁新未来創造戦略本部）及びオンライン配信	会場：18名 オンライン：176名 （学校法人、NPO法人、公益法人、病院、独立行政法人等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 3. 質疑応答 4. 閉会		

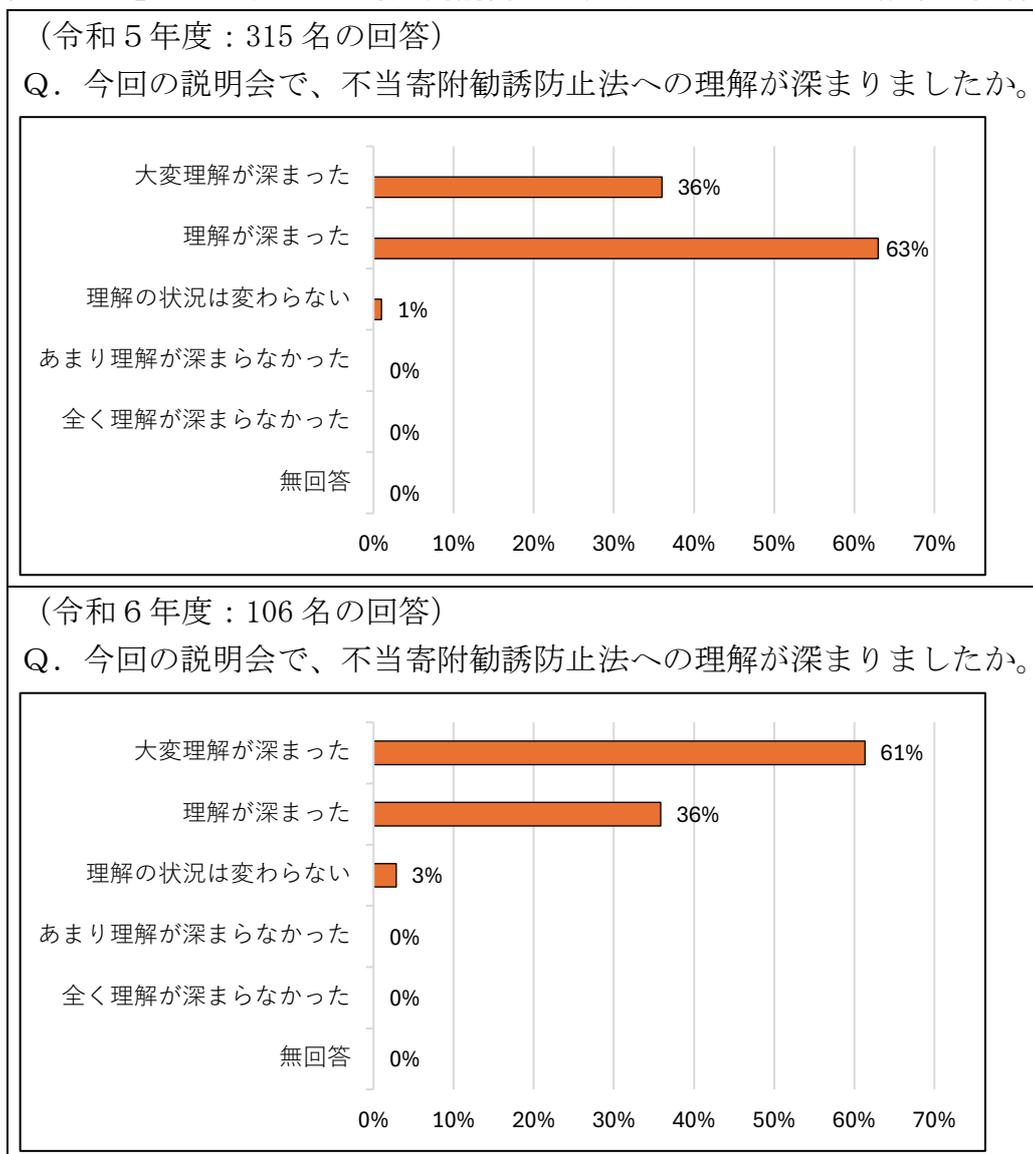
（ウ）効果

令和5年度の本説明会においては、全ての会場の参加者を対象に、説明会実施後の満足度についてアンケート形式で調査した。

当該アンケートの回答者は、各会場合計315名であったところ、「今回の説明会で、不当寄附勧誘防止法への理解が深まりましたか。」との質問に対し、「大変理解が深まった」、「理解が深まった」と回答した者の割合は99パーセントとなっていることから、本説明会の開催により一定の周知効果があったものと考えられる。

また、令和6年度も同様にアンケート調査を実施しており、回答者が計106名であったところ、「今回の説明会で、不当寄附勧誘防止法への理解が深まりましたか。」との質問に対し、「大変理解が深まった」、「理解が深まった」と回答した者の割合は97パーセントとなっており、引き続き一定の効果があったものと考えられる（図表2-7）。

【図表 2-7】 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会のアンケート結果（抜粋）



エ 私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣（オンライン）

一般社団法人日本私立大学連盟及び日本私立大学協会がそれぞれ主催する、当該団体の加盟大学職員向けの説明会において、消費者庁から講師を派遣し、当該説明会の出席者に対し、不当寄附勧誘防止法の概要等についてオンラインで説明した。その実績は図表 2-8 のとおりである。

【図表 2-8】私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣実績

時期	主催	説明内容
令和6年10月	一般社団法人日本私立大学連盟	不当寄附勧誘防止法と私立大学
令和6年10月	日本私立大学協会	不当寄附勧誘防止法の概要及び学校法人における留意点について

(3) 個人向けの主な取組

ア 周知・啓発用チラシの公表

令和5年1月5日に改正消費者契約法や不当寄附勧誘防止法の一部規定等が施行されたことを踏まえ、同日、消費者契約法等の改正内容を含む周知・啓発用チラシ（図表2-9）を、消費者庁、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）及び日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の連名で、消費者庁ウェブサイト上に公表している。

【図表 2-9】周知・啓発用チラシ

霊感商法等による消費者被害の救済の実効化のための消費者契約法等改正について

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行

霊感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法」の一部を改正する法律が成立しました。

※太い赤字が改正部分

消費者契約法の改正

①消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、霊感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままで**現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができない**との不安を有し、又は**そのような不安を抱いていることに乗じて、契約を締結することが必要不可欠と盲信することにより、同意し、契約をした場合**には、これを取り消すことができます。

②霊感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、遡及することができます。従前から改正前（1年）、契約締結時から10年（改正前5年）の間、行使することが可能でした。改正前の霊感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、特効が及んでいないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

(独)国民生活センター法の改正

③重要消費者紛争解決手続(ADR)が**迅速化**され、利用しやすくなり、和解仲介・仲裁が行いやすくなります。

④**事業者名の公表等**を行うことにより、再発防止等の取組を働きかけます。

⑤**適格消費者団体への支援**やADR情報の提供を行うことなど、地域における被害の予防・救済の実効性向上を図ります。

詳しくはこちらをご覧ください
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/

寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止に向けた法整備について

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日一部施行

寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止のため、寄附の適正化の仕組みを整備する「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しました。

＜法人等とは＞法人又は法人でない団体若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの

【寄附を勧誘する側】の規制

●法人等の寄附の勧誘に関する規制等

①**【勧誘原則】**
寄附の勧誘を行うに当たって、以下の点に十分に配慮しなければなりません。
①自由な意思を押し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることにならないよう、心算状態やその被害者等の生活の維持を担保することがないようにする。②勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を説明させる必要があるようにする。

②**【禁止規定】**
寄附の勧誘に際し、以下の不当な勧誘行為で寄附者を誘惑してはなりません。
①不実な、虚偽な説明、勧誘することによって予断を強いる勧誘
→虚言、脅し、威嚇による不安定な心理を誘発(脅し)、心算状態等により判断力低下を促すこと、誤解を招くこと、過度な利益を誘導すること等
②借入れにより、又は既に居住している不動産若しくは生活の維持に必要の範囲を超えて、借附のための資金を調達することを要求してはなりません(貸)。

違反に対する行政措置・罰則
これらの寄附の勧誘に関する規制に違反した場合には、行政上の措置や罰則の対象となる可能性があります(貸)。

【不当な勧誘により被害を受けた方等】の救済

●寄附者の意思表示の取消し

●**債権者地位権の行使に関する特別**
公益債権者に債権者地位権(債権費用、養育費用等)を有している家庭は、本人の寄附の取消権等について、将来債権を保全するために債権者地位権を行使することができます。

寄附者等に対する支援等
国は、不当な勧誘による寄附者やその家族が上記の権利を適切に行使して被害回復等を図ることができるよう、法テラスと関係機関等の連携を図り、利用しやすい相談体制の整備を図ります。

詳しくはこちらをご覧ください
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

※令和5年6月1日施行 ※本誌発行日現在

消費者庁 国民生活センター 法テラス

イ 政府広報との連携

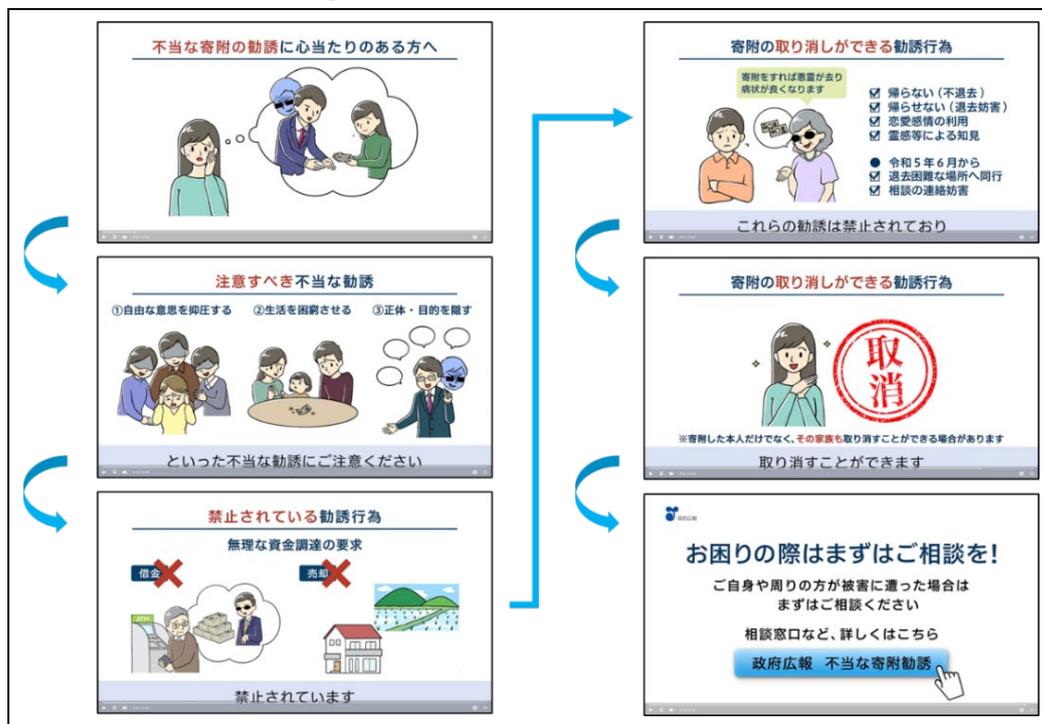
政府広報と連携し、不当寄附勧誘防止法について、30秒間の周知用動画¹⁶の配信（図表2-10）、解説記事¹⁷の掲載（図表2-11）及び検索サイト等におけるバナー広告の配信（図表2-12）を行っている。

30秒間の周知用動画では、個人向けに周知すべき重要なポイントとして、不当寄附勧誘防止法に係る「注意すべき不当な勧誘」、「禁止されている勧誘行為」、「寄附の取り消しができる勧誘行為」及び相談窓口等の説明を行っている。

解説記事では、政府広報ウェブサイト上の「お金・消費のトラブル」カテゴリ内において、「不当な寄附勧誘行為は禁止！霊感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます」と題し、個人向けに分かりやすい用語を用いて、勧誘事例を含む不当寄附勧誘防止法の各規定等について、具体的な説明を行っている。

検索サイト等におけるバナー広告については、広告をクリックすると前記解説記事にアクセスできるものとなっている。

【図表2-10】政府広報①：30秒間の周知用動画（令和5年4月配信）



¹⁶ 令和7年4月に配信終了。

¹⁷ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202303/1.html>

【図表 2-11】政府広報②：解説記事（抜粋）（令和6年7月最終更新）

お金・消費のトラブル 2024年7月17日

不当な寄附勧誘行為は禁止！ 霊感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます

#寄附勧誘 #霊感商法 #お役立ち記事

シェアする   

×

寄附をすれば悪霊が去り、
症状が良くなります



×

借りればもっと寄附が
できるじゃないですか



「先祖の供養をしないと、その病気は治らないですよ」と不安をあおられるなどして高額な寄附をしたり商品を購入したりしてしまった。その結果、家庭が困窮したり崩壊したりするなどの事例も発生しています。そこで、**不当な寄附勧誘を防止し、被害からの救済や再発を防ぐため新たな法律**が制定されました。また、消費者契約法等の改正が行われ、**霊感商法等による被害の救済が拡充**されました。それらの法律の概要と困ったときの相談窓口をお知らせします。

【図表 2-12】政府広報③：バナー広告



不当な寄附勧誘行為は禁止！

政府広報

霊感商法等の悪質な
勧誘による寄附や契約は
取り消せます

寄附の不当な勧誘を防止し、被害からの救済や
再発を防ぐため新たな法律が制定されました。



ウ 周知用ポスターの公表及び関係機関における掲示

消費者庁において、委託事業により不当寄附勧誘防止法の周知用ポスター（図表 2-13）を作成し、令和 5 年 10 月に消費者庁ウェブサイト上で公表している。

【図表 2-13】周知用ポスター

不当な寄附勧誘は NO!

心当たりはすぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています!

- お願いしても退去せずに勧誘
● 寄附を断り退去するのを妨害
- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘
- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害
- 寄附しない恋愛感情等による関係が破綻と告知
- 霊感等によって不安をあり又は来じ、寄附が不可欠と告知
- 借入れ等による資金調達を要求

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!

- 判断困難に陥らないための配慮がない
- 生活困難にならないための配慮がない
- 使途誤認しないための配慮がない

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。

消費者ホットライン 188

▼ 詳細はこちら
消費者庁 不当寄附勧誘防止法 🔍 検索

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

(ア) 関係機関等への配布実績

個人向けに幅広い周知を実施するため、周知用ポスターを作成・公表した令和5年度において、図表2-14のとおり、各関係機関（全国の大学（国立、公立、私立）や警察、消費生活センター等）に当該ポスターを配布し、掲示を依頼した。

【図表2-14】周知用ポスターの関係機関等への配布実績（令和5年度実施）

機関種別	機関数	合計配布枚数
関係府省庁等	22	106
都道府県	47	470
政令指定都市	20	200
東京特別区	23	230
市町村	1,698	8,940
都道府県警察本部	47	1,300
中央公民館	1,741	17,410
法テラス	63	315
国立大学	86	430
公立大学	115	575
私立大学	628	6,280
私立大学（短大）	289	1,445
関係団体等	36	185

(イ) 東京メトロ駅構内への掲示

委託事業により、東京メトロ各駅構内において周知用ポスターの掲示を行った。その実績は図表2-15のとおりである。

【図表2-15】周知用ポスターの東京メトロ駅構内への掲示実績

実施時期	枚数
令和5年11月	160
令和6年11月	160

エ 広報動画・啓発動画の公表及び動画広告の配信

消費者庁において、広告配信に係る委託事業を実施するに当たり、15秒間の広報動画及び啓発動画（図表2-16）を、令和6年3月及び令和7年3月に消費者庁ウェブサイト上でそれぞれ公表している。

その後、ソーシャルメディア、交通広告等のデジタル広告を総合的に活

用し、不当寄附勧誘防止法を広く国民に周知するとともに、その理解の促進を図ることを目的として、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ委託事業により、各種デジタル広告媒体において当該動画の広告を配信した。詳細は図表2-17のとおりである。

【図表2-16】 不当寄附勧誘防止法の広報動画・啓発動画（抜粋）

広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」（令和6年3月公表）

啓発動画「この寄附勧誘、ヤバくない？」（令和7年3月公表）

【図表2-17】 動画広告の配信実績

令和5年度		
広告媒体	実施時期	配信実績
YouTube	令和6年 3月	視聴回数約 680,000 回達成
Tokyo Metro Vision	同上	東京メトロで1週間実施
JR 西日本 WEST ビジョン	同上	JR 西日本で1週間実施
Osaka Metro テレビジョン	同上	Osaka Metro で1週間実施
コンビニ POS レジ画面	同上	13,904 店舗で1週間実施
令和6年度		
広告媒体	実施時期	配信実績
YouTube	令和7年 3月	視聴回数約 690,000 回達成

TVer	同上	視聴回数約 240,000 回達成
Tokyo Metro Vision	同上	東京メトロで1週間実施
JR 西日本 WEST ビジョン	同上	JR 西日本で1週間実施
Keihan ビジョン	同上	京阪電鉄で1週間実施
近鉄アドレールビジョン	同上	近畿日本鉄道で1週間実施
北大阪急行車内ビジョン	同上	北大阪急行で1週間実施

(備考) 令和5年度は、全ての媒体で広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」を配信。令和6年度は、YouTube 及び TVer のみ啓発動画「この寄附勧誘、ヤバくない？」を、その他の広告媒体では広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」をそれぞれ配信。

オ 社会福祉協議会関係者向けのメールニュースへの寄稿

社会福祉法人全国社会福祉協議会の協力の下、同法人が社会福祉協議会関係者向けに定期的に発行しているメールニュースに寄稿し、高齢者を見守る方々へ向けた法の周知を図った。

具体的には、令和6年7月30日発行分のメールニュースに、「高齢者への不当な寄附の勧誘被害にご注意ください！～『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律』について～」と題した通知文を寄稿した。その内容としては、法の概要について簡潔に説明するとともに、周りの方が不当な寄附の勧誘被害を受けているかもしれないという場面に遭遇した場合には消費者庁ウェブサイトや相談窓口まで連絡いただきたい旨、高齢者を見守る方々へ周知していただくよう協力を依頼したものとなっている。

カ 不当寄附勧誘防止法の解説動画の公表

消費者庁において、不当寄附勧誘防止法の各規定について解説をするための動画（以下「解説動画」という。）を委託事業により作成し、令和7年2月に消費者庁ウェブサイト上で公表している（図表2-18）¹⁸。本解説動画については、多様な周知・啓発の機会に活用することで、法の理解の促進を図ることを目的としている。

なお、本解説動画は、消費者庁において作成・公表している『『消費者力』育成・強化教材』との関係（詳細は後述（イ）参照）から、同教材の在り方を踏まえて作成している。

¹⁸ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/movie_004

【図表 2-18】 不当寄附勧誘防止法の解説動画（抜粋）



(ア) 内容

解説動画では、個人向けに周知すべき不当寄附勧誘防止法の各規定について余すことなく解説するとともに、「消費者力」の重要性や相談窓口及び通報窓口の案内をするなど、法の解説にとどまらない内容も含む構成としている。また、学生等の社会生活上の経験が乏しい個人等にも分かりやすく解説するため、法律用語にこだわらず、平易な表現を用いている。構成内容の詳細は図表 2-19 のとおりである。

【図表 2-19】 解説動画の構成内容

項目	内容
法の概説	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当寄附勧誘防止法とは？ ・ 規制対象と保護対象 ・ 寄附とは？
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な寄附勧誘行為（禁止行為及び配慮義務） ・ 勧誘事例
取消権等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取消権 ・ 債権者代位権の特例
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者力」の重要性 ・ 相談窓口の案内 ・ 通報窓口の案内

(イ)「消費者力」の育成・強化との関係

「消費者力」¹⁹の育成・強化については、図表2-20のとおり、「靈感商法等の悪質商法への対策検討会²⁰」や「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議²¹において、消費者被害の未然防止のための消費者教育の取組強化が指摘されたことを踏まえ、令和4年12月以降、消費者教育推進会議の下に設置された「消費者力」育成・強化ワーキングチームにおいて、「消費者力」の整理や「消費者力」を効果的に身に付けるための教材・方策について検討がなされたものである。

これらの経緯から、不当寄附勧誘防止法の周知・啓発は「消費者力」の育成・強化と連動して実施できることが望ましいと考えられるところ、同ワーキングチームの取りまとめにおいては、当該教材の構成イメージが具体的に示されており、解説動画の作成に当たっては、当該構成イメージを参考にした²²。

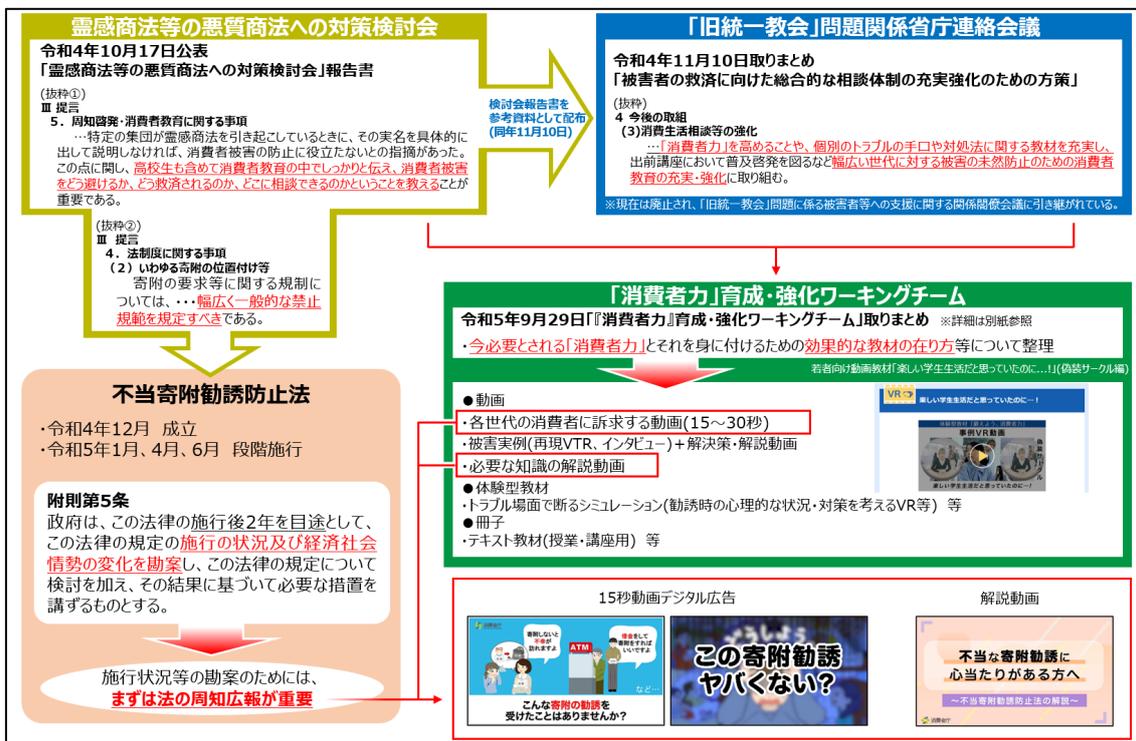
¹⁹ 悪質商法等による被害を未然防止するために消費者自身が実践する力として、①違和感に「気づく力（批判的思考力）」、②きっぱりと「断る力」、③一人で抱えず「相談する力」の3つが基本的な「消費者力」として考えられる。

²⁰ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_007

²¹ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00150.html

²² https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/other/assets/consumer_education_203_231011_01.pdf

【図表 2-20】 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発と「消費者力」育成・強化の関係



<参考：体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」>

消費者庁では、消費者教育推進会議の下に設置された「消費者力」育成・強化ワーキングチームによる取りまとめを踏まえ、幅広い世代を対象に、気づく(批判的思考)・断る・相談する・働きかける等被害防止に必要な実践的な消費者力を育成・強化することを目的とする体験型教材を開発し、令和6年4月に公表した。

体験型教材では、世代ごとに遭いやすいトラブル事例をもとにした動画やマンガ、授業や講座で活用する際の参考となる教材活用ガイドや投影用スライド、授業・講座展開例等を用意している。

臨場感のあるVR動画では、「自分ごと」として学ぶことができるように、被害者目線でトラブルを疑似体験できる「事例VR動画」のほかに、対処法を考え振り返る「復習動画」、勧誘等の具体的な手口や気づくべきポイント、断り方等を学ぶことができる「解説動画」を用意している。

「偽装サークル」のケースでは、大学生の主人公がキャンパスで、親しくなった先輩に声をかけられサークルの見学に行ったところ、セミナー合宿に誘われるが、合宿では、高額な教材の購入を迫られ、仲間に引き入れられていく様子を扱っている。

体験型教材、VR動画等の詳しい内容については、体験型教材「鍛えよう、

消費者力「気づく・断る・相談する」特設サイトを参照いただきたい²³。また、図表2-21のとおり啓発ポスターも作成しており、こちらも参照されたい。

【図表2-21】啓発ポスター「体験型教材『鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する』」

消費者庁
Consumer Affairs Agency of Japan

「気づく・断る・相談する」
VRで体験し、身に付ける消費者力

QRコードを
スマホで読み取ると
VR動画を
見ることができます

きた 体験型教材

鍛えよう、消費者力

CASE 01 CASE 02 CASE 03

[偽装サークル] [ネットトラブル] [催眠商法]

楽しい学生生活だと思っていたのに…
もうけ話にのってみたら…
ご近所さんに誘われ、
無料イベントに参加してみたら…

身近に潜む消費者トラブル。
VR(仮想現実)による没入感のある
動画で、3つの事例を体験してみましょう。
※ゴーグルがなくても視聴できます。

紙製ゴーグルの
配布先はこちら

²³ <https://www.kportal.caa.go.jp/shohisha-ryoku/>

キ 不当寄附勧誘防止法パンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」の公表

消費者庁において、不当な寄附勧誘を受けていないか自己チェックをした上で、不当寄附勧誘防止法の各規定について知ることができるパンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」（図表2-22）（以下「パンフレット」という。）を作成し、令和7年2月に消費者庁ウェブサイト上で公表している²⁴。

【図表2-22】パンフレット（抜粋）



²⁴ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_250214_02.pdf

また、個人向けに幅広い周知を実施するため、パンフレットを作成・公表した令和6年度において、図表2-23のとおり、全国の大学（国立、公立、私立）や警察、消費生活センター等の関係機関に当該パンフレットを配布した。

【図表2-23】パンフレットの関係機関等への配布実績（令和6年度実施）

機関種別	機関数	合計配布部数
都道府県	47	2,350
政令指定都市	20	1,000
東京特別区	23	1,150
市町村	1,698	84,900
各警察本部及び各警察署	1,200	24,000
中央公民館	1,603	79,505
法テラス	66	1,870
国立大学	86	4,300
公立大学	115	5,750
私立大学	626	31,300
私立大学（短大）	287	14,350
日本弁護士連合会及び各弁護士会	53	2,650
関係団体等	37	1,850